

青森県「集中改革プラン」の平成21年度の取組事項等について

平成18年3月
青森県

1 趣旨

青森県「集中改革プラン」の平成21年度の取組事項等について、次のとおり定めるものです。

2 青森県「集中改革プラン」の平成21年度の取組事項等

(1) 基本方針

青森県「集中改革プラン」の平成21年度の取組事項等については、青森県行政改革大綱に定める基本的考え方等に基づき、行政改革の取組について、より一層の徹底・加速をしつつ、行財政の大改革を積極的に推進するものとします。

(2) 各取組事項等について

事務・事業の再編・整理、廃止・統合

県行政の役割分担の抜本的な見直しの下、県民に真に必要な行政サービスを自主的、効果的、効率的に提供していく観点から、「財政改革プラン」(平成15年11月策定)の考え方等に基づき、当初予算の編成を通じ、補助金を含む事務事業等の全般にわたって見直しを行います。

民間委託等の推進

「民間委託等の推進に関する基本指針」(平成14年11月策定)に基づき、「民間委託等の推進に関する実施計画」に従って民間委託等を着実に実施するとともに、新たな業務委託の実施や県直営施設への指定管理者制度の活用など、積極的に民間委託等を推進します。

定員管理の適正化

平成17年度から平成20年度までの定員適正化の取組実績等を踏まえつつ、平成17年4月1日現在の職員数について、平成22年4月1日までに4.6%(1,051人)以上の純減を達成することとし、平成21年度における定員の適正化に取り組みます。

区 分	職員数(警察・教育部門含む。)
平成17年4月1日現在	22,844人
4.6%職員数	1,051人
差 引	21,793人
退職見込数	2,858人

退職見込数は現時点における見込みであり、今後変動することがあります。

手当の総点検をはじめとする給与の適正化

社会経済情勢の変化や国の地方公務員制度改革の動向を踏まえ、給与制度や諸手当等の適正化を推進します。

市町村への権限移譲

住民に身近な事務はできるだけ住民に身近な市町村が主体的に完結して行うことが望ましいという観点から、「青森県事務権限移譲推進計画」(平成17年3月策定)に基づき、事務権限移譲の実施に係る年次計画に従って、市町村との密接な連携の下、事務権限の移譲を推進します。

出先機関の見直し

出先機関については、行政需要の変化に対応しつつ、市町村合併や市町村への事務権限の移譲など地方分権の進展の状況、道路整備による県内の時間距離の短縮、ITの普及等による通信手段の発達などを踏まえ、より簡素で効率的かつ効果的な行政執行体制に見直します。

第三セクターの見直し

第三セクターである公社等については、社会経済情勢や県民の行政ニーズの変化の中で公社等を取り巻く経営環境が著しく変化していることから、民間活力の活用の観点も踏まえて、統廃合等を含め、その目的のより効果的かつ効率的な達成のための取組を推進します。

経費節減等の財政効果

事務事業の再編・整理等をはじめとする歳出削減の取組や歳入確保の取組により、次に掲げる財政効果額以上の効果をあげるよう、それぞれの取組について、より一層徹底・加速しつつ、行財政改革を積極的に推進します。

(単位：億円)

項 目 名		財政効果額 (平成17～21年度)
歳 出		
	人件費の抑制(定員管理・給与の適正化)	434
	民間委託等の推進	33
	補助金等の整理合理化	133
	投資的経費の見直し	394
	その他(組織の統廃合、施設等維持費・内部管理経費の見直し等)	82
	計	1,076
歳 入		
	県税関係(超過課税の実施、税の徴収対策等)	31
	その他(使用料・手数料の見直し、未利用財産の売り払い等)	65
	計	96
合 計		1,172

「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」(平成17年3月29日総務省)等の趣旨に沿って財政効果を取りまとめたものです。